

# 児童福祉施設(児童家庭課所管分)の設備及び運営の基準を定める条例の制定について

## 1 基準条例制定の経緯

国は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法、第2次一括法)を制定した。  
それにより、現在、省令で規定されている児童福祉施設等の設備及び運営の基準を、都道府県又は市町村の条例で定めることとなった。

## 2 条例化する児童福祉施設等(児童家庭課関係)

根拠法令	施設名	基準省令
児童福祉法	助産施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)
	乳児院	
	母子生活支援施設	
	保育所	
	児童厚生施設	
	児童養護施設	
	情緒障害児短期治療施設	
	児童自立支援施設	
児童家庭支援センター		

## 3 現行基準の概要(※アンダーラインは、本県の独自基準として新たに基準を設ける箇所)

児童福祉施設に入所している者が、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するため、人員・設備・運営に関する基準を規定。

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 人員等に関する基準<br>●職員の員数<br>●職員の資格<br>●施設長の資格<br><input type="checkbox"/> 設備等に関する基準<br>● <u>○施設に必要な設備</u><br>●面積 等 | <input type="checkbox"/> 運営等に関する基準<br>●虐待等の禁止<br>○関係機関との連携<br>○ <u>食事</u><br>○健康診断<br>○ <u>非常災害対策</u><br>○ <u>保育の内容</u> | ●秘密保持等<br>○業務の質の評価<br>○苦情への対応<br>○自立支援計画の策定<br>○生活指導<br>○保護者との連絡 等 |
|--|---|--|
- (注) ●=従うべき基準、○=参酌すべき基準

## 4 スケジュール

平成24年1月～3月 市町村・関係機関・関係団体への実態調査、アンケート調査、聴取り調査実施  
 3月19日 市町村担当者会議で、条例制定経緯、調査結果について説明  
 3月26日 やまなし子育て支援プラン推進協議会において、条例制定経緯、調査結果について説明し、意見聴取  
 5月23日 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設の施設長を対象とした条例化についての意見交換会開催  
 5月下旬 (保育)乳児室・ほふく室の面積、及び給食委託状況調査の実施  
 7月6日 (保育)第1回保育所基準条例検討ワーキングチーム開催  
 メンバー：市町村職員、保育士・保護者代表  
 7月中旬 福祉保健部長レク  
 8月9日 山梨県保育協議会等への条例案の説明  
 8月下旬 庁議  
 8月27日～9月25日 パブリックコメント実施  
 10月初旬 やまなし子育て支援プラン推進協議会、第2回保育所基準条例検討ワーキングチームでパブコメ結果を踏まえての意見聴取  
 10月中旬 法令審査委員会審査資料提出期限  
 10月中下旬 法令審査委員会・幹事会  
 12月 議会へ上程  
 平成25年4月1日 条例施行

## 5 山梨県独自基準(案)

### ○ 2歳以上児を入所させる保育所における医務室の設置

【現在の国の基準】

2歳以上児を入所させる保育所に設置を義務づける設備。  
保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、\_\_\_\_、調理室、便所。

【本県の考え方】

入所児の保健衛生管理上必要であるため、医務室を必置とする独自規定を定める。なお、医務室は現状、県内全ての保育所に設置されている。

■2歳以上児を入所させる保育所に設置を義務づける設備として次のとおり医務室を追加する。  
保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、医務室、調理室、便所。

### ○ 給食の外部搬入における食育に関する計画の公表

【現在の国の基準】

3歳以上児の食事の提供に外部搬入を認める要件の一つとして、食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

【本県の考え方】

食事の提供は「自園調理」が原則であるが、外部搬入を認めないものではない。このため、外部搬入による食事提供が食育計画に沿ったものであることを明確にするため独自規定を定める。

■現在の国の基準に、策定した食育計画を公表するよう努めることを追加して規定する。

### ○ 保育所における地産地消に係る食育の推進

【現在の国の基準】

なし

【本県の考え方】

幼児期から、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、また、食に関して適切な判断力を養うことは重要であるため独自規定を定める。

■食の安全・安心の知識と理解を深め、消費者と生産者等との相互理解を促進する地産地消の取り組みに努めることを規定する。

### ○ 非常災害対策(全ての施設)※福祉保健部共通

【現在の国の基準】

1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

【本県の考え方】

本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国の基準の内容に加えて、以下のような内容とする。

① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にするとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備、職員への定期的な周知についても追加して規定する。

② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。

③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救護物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。